

平成 28 年度第 2 回青森市国民健康保険運営協議会 会議概要

開催日時 平成 28 年 5 月 11 日（水）19：00～20：33

開催場所 青森市役所 第二庁舎 2 階 庁議室

出席委員 気仙忠委員、清野葎子委員、藤巻芳枝委員、澤谷かち子委員、小谷健児委員、村上公克委員、村松薫委員、小田桐金三委員、村川みどり委員、小倉保英委員、船木昭夫委員、鳴海文紀委員、高橋幸正委員 <計 13 名>

欠席委員 近藤博満委員、菊谷彰文委員<計 2 名>

事務局 健康福祉部長 能代谷潤治、健康福祉部理事 浦田浩美、健康福祉部青森市保健所副所長健康づくり推進課長事務取扱 山口朋子、財務部参事納税支援課長事務取扱兼納税相談センター所長事務取扱 川村敬貴、国保医療年金課長 西澤徹、浪岡事務所健康福祉課長 花田清志、国保医療年金課副参事 井上悦子、国保医療年金課副参事 嶋中しのぶ、国保医療年金課主幹 千葉康伸、国保医療年金課主幹 小笠原将憲、国保医療年金課主査 神礼一、国保医療年金課主査 長内寛幸、国保医療年金課主事 古賀薫

<計 13 名>

- 会議次第**
- 1 開会
 - 2 審議案件
○諮問事項「青森市国民健康保険税の税率等改定について」にかかる答申（案）の取りまとめについて
 - 3 閉会

議事要旨

審議案件 ○諮問事項「青森市国民健康保険税の税率等改定について」にかかる答申（案）の取りまとめについて

事務局から資料 1～2、参考資料について説明があった。

質疑応答等

○委員

今回の税率改定の一番の要因はどこにあるかについて、平成 27 年度の決算見込を見ると、国庫支出金は増えているものの、県支出金が 17 億から 16 億と一番減っているが。

○事務局

国庫支出金と県支出金のうち、国庫支出金の療養給付費負担金については、毎年度交付される額が今回は少なく国から交付されたところが一つ。もう一つの県支出金については、交付の枠がかなり小さくなったことを受け、交付額が減額となり、それぞれ約1億円の減で合計約2億位の減額というところも副次的な要因となっている。

○委員

副次的な要因ということだが、赤字額2億3千4百万円の大きな理由としては、国と県の支出金が約2億減ったことが、今回の税率改定の大きい要因と見るべきかと思うが。

○事務局

実際の国保収支については、元々かなり苦しい状態で運営されており、いわゆる自転車操業的にお金を回しながら、なんとか切り抜けてきていた。

今、国、県の支出金の減額が要因で、お金の回しができなくなったことが、赤字にも繋がった。

基本的には、入ってくるお金が少しでも足りなくなると、ダウンしてしまうような状況になっていることもあり、今まで何とか遣り繰りをしてきたが、今回できなくなったという状況である。

○委員

決算見込みの中で保険税の歳入には延滞分の収入も入っているのか。

○事務局

滞納繰越分も入っている。

○委員

前回の審議内容を踏まえて、今の国及び県支出金についての市側の話は、前回の審議内容とかなりかけ離れており、そのような説明は聞いていない。

○事務局

国と県の支出金の減については、もう少し詳しく説明させていただきたい。

国の支出金については、交付金の種類の中で療養給付費等負担金が、例年分の過大交付分が約2億円上乗せされ、翌年度、精算時に返還して来たが、平成27年度は約1億円の過大交付分の減により、国庫支出金が減となったものである。

県の支出金については、毎年度、県の財政状況を見ながら支出金の枠を決めているが、今年度は枠を縮小され交付したところがあり、国保会計が回らなくなったというところである。

ただ、これが国、県もこれから今までどおりいくかどうか、定かではないし、以前どおり交付する可能性もある。今後は見えない部分である。

○委員

国の補助金、支出金が減った、県の補助金、支出金が減った、そして赤字になった、ということであれば、国に補助、県にさらなる補助を求めることはないのか。では、なぜ、市の税金を投入するというような審議内容になるのか、理解しかねる。

○事務局

現在の事務局説明は、直接的な赤字の約2億について話をしているため、このような説明となっている。

資料1を見ていただければ、平成27年赤字額である約2億3千万円の直接的な原因は、国、県の支出金の減にある。ただし、前年度の繰越が約2億9千万ほどあり、決算見込みでは約2億3千万の赤字ということになることから、単年度で見れば約5億2千万程度の赤字、という形になる。しかしながら、今後、その赤字を解消していかなくてはならないということで、その補助金等の今回縮減された部分に加え、いわゆる保険の加入者減等に伴う税の財源の減、さらには医療費の伸び等シミュレーションした結果を踏まえていくと、累積赤字として増えていくことから、やはり税率の改定が必要だとの判断に至った次第である。

○委員

前回の諮問書の中で、市長はなぜ税率改定が必要かということに対し、「地方経済の低迷等による影響により保険税収入が減少し」と、ただこの一点だけの発言をしていたが、今、その一点だけじゃない、そうじゃないという事実が分かった訳だが、これは虚偽ではないのか。

要するに、最初の会議のときに本当のことを話ししてもらわないとダメで、今、これが分かったのであれば、会議そのもののやり直ししなければならないのではないのか。私たちは、違う話のことで、いろいろと審議し、今、実はそうじゃない、大きな理由は国と県の補助金が減ったのが大きな赤字理由です、というのは会議の進め方に問題がある。

○事務局

主たる要因は、諮問書にあるとおり経済不況ということは確かにある。これによって収入も落ちていくということ、収入が落ちると税収も落ちる。さらに、被保険者数も減少しており、高齢化によって減っているということもある。いわゆる生産能力のある、65歳未満の人口も年々減少してきており、諮問書では経済的な要因としか書いていないとの指摘ではあったが、複合的な要因だと捉えていただきたい。決して虚偽ではない。

○委員

地方経済とはどういうことか。国民健康保険の被保険者は、年金受給者も結構多い。個人事業者の収入も年々減少してきているという話の中で、では、青森市の経済は、今この水準だから、個人事業主の保険料が減っている、と具体的に説明してもらわないと。今の何が大きな要因か、それがどの位占める割合なのか見えてこない。

最終的な諮問の中身は別として、市の経済の低迷によって保険税収入が落ちているとすれば、青森市において景気変動に影響する保険税はどの位の額なのか、どの位の影響なのか。先程の話だと、補助金の額がとてつもなく大きいなど、最初から説明してほしい。

○事務局

これは一般論だが、青森市は全国的にも低所得のずっと下位の方にある。その場合、やはり税収も上がらない、収入が上がらないと税収も上がらない。イコール保険税もその分低くなる。

○委員

一般論ではダメ。市は市民をみんな管理しなければならない。今の低所得者の職業は何に就いているとか、市の現状を把握しなければならない。今後の問題になるかと思うが、キチッと調べてデータ分析が必要かと思う。

○事務局

保険税について、景気の低下については確かに数字では押さえてはいない。ただし、顕著に表れるのが、歳入における保険税の落ち。これは経済を反映している。年金受給者もいるが、個人商店主、あるいは農業経営等、これらがやはり顕著に表れてくるものである。手持ちにある資料とすれば、保険税の落ち込みが、バロメーターという言い方もできる。

○委員

参考資料の中で、引き上げになるのが、850世帯、全体の1.9%ということでしょうか。

○事務局

引き上げではなく限度額に該当する世帯である。

○委員

減額になる世帯数は出ているのか。自分で計算してみたところでは、2割、5割軽減となる世帯が、だいたい全体の57%位という認識でしょうか。

○事務局

この参考資料の集計だと、減税となる世帯が赤字の部分の世帯数を集計した結果、約1万9千世帯である。増税になる世帯が約1万5千世帯。税額が変わらない世帯、緑色で塗られている世帯が残りの約1万世帯である。

減税となる世帯がトータル4万5千世帯で約42%。増税となる世帯が34%。減税となる世帯については、いわゆる法定軽減の部分がかなり対象となっており、7割、5割、2割軽減の部分の世帯が1万5千世帯ほどとなっていることから、今回の税率改定で減税となる世帯が約5千世帯と理解していただきたい。

○委員

参考資料の無申告世帯とあるが、どういうことか。

○事務局

国民健康保険の税計算に当たっては、前年の所得を基に計算することになるが、申告をしなければその額で計算できるが、中には申告をしていない人もいます。

○委員

申告の必要がない所得の人ということか。

○事務局

そうとは限らないが、申告していない人もいるため、前年の所得を把握できないことから、そのような方々は無申告世帯と標記している。

○委員

国税の場合は課税される場合には申告するが、市民税は違うのか。

○事務局

申告していないと所得が分からないため、課税できないということである。

○委員

申告をしない人はそのままになってしまうのか。

○事務局

そうではなく、簡易申告といって申告してもらうよう個別に発送し、お知らせをしている。

事務局から資料3 答申(案)について説明があった。

○委員

答申(案)の中の「長期化する経済の低迷等による影響」と特定しているが、もっと具体的にすべきではないか。抽象的ではなく、もう少し分かりやすい方がよいのではないか。

○委員

答申(案)の中には、国や県の支出金額が見込みを下回ったとは一言も触れていない。それに関連して、国、県の支出金について、平成28年度、29年度の見込みをどのように盛り込んだのか、非常に不安になる。前回の会議においては、平成28年度、29年度の収支見込、決算見込について、一定の前提条件を置いたもので試算した数値だということで、私も含め委員全員がほぼ納得した。その理論が崩れる訳なので、前回も質問したが、平成28年度、29年度、さらに財政赤字幅が膨らんだ場合はどうなるのか、どうするのかと質問した記憶があるが、平成29年度の累積赤字6億8千6百万の赤字で収まらないという懸念が強くなると思われる。そうすると、前回までの会議の議論と、中身がかなり変わってくる。それだと、今まで答えてきた内容と答申(案)の内容とそぐわないことになるので、もう少し議論せざるを得ない。

○委員

資料1の本市の考え方のところ「保険事業は、保険税と国、県支出金等の収入を財源とし」とあるが、そもそも、国、県の支出金が過去にどれくらいあったかを調べてみると、保険税収入の約50%だったとのことである。

それが国策により減らされてきたことが一番の要因であると見ているので、前段の部分に入れるのもいいが、附帯決議として国、県に対して、そもそも国としての責任、県としての責任をきちんと果たしていくべきだ、ということも入れてほしい。このことは、市としての意見として言うべき。

○委員

(答申書の)文面は今確認できないが、事務局で検討し、事前に皆さんに提案する形でいいか。

○事務局

前回平成25年度の税率改定をした際にも、附帯意見として国庫支出金の拡充を含め、強く県に求めること、と附帯意見として掲げられていたので、今回も委員皆さんの意見を踏まえ、国庫支出金だけではなく県支出金も減額されていることから、県の支出金を加えた上で、強く働きかけるといふ附帯意見として、付け加えさせていただく形でどうか。

○委員

平成 25 年度時も附帯意見に賛成したが、結果は別としてそれぞれの市町村で交付額に違いはあるか。

○事務局

国、県それぞれの交付率は同率で交付されているが、それぞれ規模が違うため金額に違いはある。

○事務局

国、県の支出金についてはそれぞれに、交付の負担割合があり、定率で交付されている。さらに、調整交付金の中の特別調整交付金については、保険者の努力、つまり、収納対策や医療費適正化対策など、努力がなされていると認められる保険者に対し、経営努力をしていると評価され、特別調整交付金としてより多く交付されるシステムがある。

ちなみに青森市だと、国の調整交付金のうち特別調整交付金について、県内で一番多く、3 億 5 千万円交付を受けている。年々減額はされているが、県内で一番被保険者も多く、財政規模も大きいことからその額では一番高く交付されている状況もある。

○委員

国保以外の保険に加入している人もおり、国保だけに財政支援を行うのはどうかという意見もあるが、切羽詰まっていることも考えると止むを得ない。

額や率など、どの程度がいいのかはあるが、答申（案）のとおりでいい。

○委員

減額になる世帯の方が多いということを考えれば、反対はできないと思っており、今回の改定については、仕方がないという立場でいる。

一言だけ言わせていただくと、現在の国保の滞納している現状について、皆さんに知っていただきたいことだが、所得がゼロから 2 百万以下の世帯数がどれ位いるかというと、加入者の 88% が 2 百万円以下の所得で滞納しているという実態がある。

収納率と言う人もいるが、このような人達は、払いたくても払えない現状におかれているということも事実である。他都市では生活保護基準以下の人は、国保税をゼロにすることで滞納世帯から除き、結果として、収納率を上げる方法をとるなど、収納率が高い自治体は、自治体として努力をしているということもぜひ知ってほしい。

大体の滞納している人は、払いたくても払えなく、すごく困っている人が多いということもぜひ知っていただきたい。

○委員

所得 2 百万円の部分の軽減率が高いことから、答申（案）は妥当と思う。

○委員

答申（案）の前段部分については、財政赤字の理由を明確に記入することが望ましい。

案の附帯意見については、前回、意見として出された内容が概ね網羅されているので、案の附帯意見でいい。

税率の引き上げについては、引き上げたとしても、青森市の場合、決して上位の方ではないとの認識でいるので、止むを得ないと理解している。

○委員

人口の動向を見れば、どうしても、人口減が予定されている中であることから、保険税収入が減少に転じる流れだと思っている。その中で、今以上、医療費適正化に向けた保健事業を市として実施した上で、その不足分は答申どおり、税率の改定も止むを得ないという認識である。

○委員

結論とすれば、今回の税率改定は止むを得ないと考えている。

多くの世帯で減額になっているということは評価できる。

資料によれば、国民健康保険加入者は、全体の割合からいくと、精神疾患や子どもの数が多い等被保険者の構成にいろんな例があって、これらは市町村に責務はないと国の考えでも方針が出ていることを考えても、今回の件は非常に仕方なく、止むを得ないという認識である。

附帯意見についてだが、三番の「医療費抑制のため」ではなくて、「医療費適正化」にすべきということは一言申し上げたい。

○委員

今回の案件については、切羽詰まったものであるので、致し方ないと思っている。

ただ、附帯意見で、今後の市の担当者の意気込みが感じられるので、それに期待したい。

収納率の話だが、法律に基づいて税制があって、憲法に基づいて義務があることから、職員の方々は自信と誇りを持って、責任を持って職務を遂行していただきたい。併せて、青森県内の収納率は、低い方に収れんしていつているが、ある都市では所得割が高くても、収納率は青森市よりも高く延滞が多くない。これだからこうだという因果関係というのはあまりなく、やり方次第である。今回附帯意見の中で、いろいろ書かれているが、どういう風の実現していくか、そこに期待を寄せてみたい。

○委員

結論から言うと、今回の改定は止むを得ないものとする。

附帯意見の方に、県内10市と見ると医療費が青森市が一番ということなので、将来10年、20年もかかるかもしれないが、医療費を少なくすることも目標にしていきたい。

市民にどうやって周知していくかが、今のところ一番関心の深いところだが、市民にも分かりやすい説明をぜひお願いしたい。

○委員

これからは税率も増え、人口も減少し負担も増えていく。短命県返上には健診率を上げることや、個人の健康に対する意識や知識、健康リーダーにもかかっている。

やはり、子どもの時からの食育や健康に対しての啓発、意識啓発は私達も努力していくべき。

○委員

今の財政難で、やはり税率を改定するのは仕方がない。

しかし、早期の健康診断など市民の皆さんへの宣伝について、市の方も実施しているのは分かっているが、健康診断をしていない人もたくさんいると聞いていることから、宣伝は大事である。

○委員

答申に関しては、目の前に迫っているとのこともあることから、致し方がないというか止むを得ないものだと認識している。今、この場で提案があったように文言等の改訂をしてもらえればと思う。

医療費適正化という意味では何ができるのかと考えた時に、お金はかかってしまうが、予防接種を進めること、最初は先行投資になってしまうが、医療経済的には、子どもが病気にかかってしまい病院に行くことになると、今度は預け先を探さなければならないし、親も仕事を休まなければならないしと、かなり経済に影響することからも、予防接種で防げる病気は防いでいこうとすることを積極的に進めていきたい。

○委員

結論とすれば、皆さんと同様に答申（案）に関しては、止むを得ないものと思っている。低所得者の方に関しては、今回優遇されるメリットもあったことから、トータルでは料率は上がっていくことになるだろう。現在の案でいいと思っている。